

コンピュータ・ネットワーク運用ガイドライン

名古屋芸術大学メディア教育センター運営委員会

<位置付け>

本ガイドラインは、大学の教職員が学内ネットワークに接続する機器を運用するにあたって遵守すべき事項をまとめたものである。一般的事項については「コンピュータ・ネットワーク利用ガイドライン（教職員向け）」を参照のこと。

<設置責任者・運用責任者の選任>

本学のネットワークに接続するすべての機器について、設置責任者・運用責任者を選任するようにしてください。なお、個人で利用するパソコン等の機器は利用者本人が設置責任者及び運用責任者になります。

<機器の設置場所>

基幹ネットワーク機器やサーバ類などの重要な機器については、立ち入りが制限できる場所に設置することが望ましい。個人で利用するパソコン等については、盗難や破壊などの被害を受けにくい場所に設置することが望ましい。

<管理者の義務>

管理者は次の事項を守って運用してください。

1. 利用者の管理

ネットワークに接続する機器は、その設置責任者・運用責任者の許可した者だけが利用できる状態でなければならない。

① ID・パスワード等認証技術の利用と管理

パスワード等が設置できる機器は、必ずパスワード等を設定してください。また不要になったID等は速やかに削除してください。

② アクセス制限

提供するサービスを限定できる場合にはアクセス制限をすることが望ましい。

2. ソフトウェアの最新性

ネットワーク機器のソフトウェアは、最新の状態に保つことが望ましい。

3. 情報漏洩対策

管理者は、機密情報を慎重に管理し情報の漏洩を防ぐ必要がある。特に個人情報については「名古屋芸術大学学生個人情報保護規程」及び「名古屋芸術大学個人情報保護規程施行細則」を遵守しなければならない。情報漏洩防止手段として、データの暗号化をすることが望ましい。

4. セキュリティインシデントの報告

セキュリティに関する問題等を発生した場合は、必要な措置を講じた後、速やかにメディア教育センター運営委員会に報告しなければならない。

5. 管理者の報告義務

メディア教育センター運営委員会から要求があった場合、機器の利用状況・情報の管理状況を報告しなければならない。

附 則

このガイドラインは、2010年4月1日から施行する。

以上